

民法〔全 450 点中 150 点〕

令和4年1月22日(土曜日)
9時30分～11時00分(90分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

【問題】

※ 民法の適用については、民法附則の経過措置に関係なく、すべて現行法が適用されるものとする。

第1問

株式会社琉大不動産の代表取締役を務めるXは、都市部にA・B・Cの3筆の土地を個人で所有していた。会社の事業資金を捻出するため、前記3筆の土地の売却などを検討していたが、会社業務が多忙を極め土地の管理まで手がまわらなかったことから、土地の管理・処分その他一切の行為に関する包括的な代理権を、腹心である取締役のYに授与した。

前記事情を前提に、以下の各小問に答えなさい。

(小問1)

Yは、従前より都市部に自宅の建築用地を探していたところ、X所有のA土地が自宅用地に相応しいと考え、Xを代理してY自身にA土地を売却し、同日代金を支払い、所有権移転登記手続も完了した。その後、Yから状況報告を受けたXは、これに納得できなかったため、Yに対して、A土地の所有権移転登記の抹消登記手続を請求した。

XのYに対する請求は認められるか、根拠条文を明らかにして答えなさい。

(小問2)

Yは、かつてPから1000万円を借り入れ、利息の支払は続けていたが、未だに元本全額の債務を負っていた。Pから担保の提供を強く求められていたYは、自身のPに対する

債務を担保するために、P との間で、X 所有の B 土地に抵当権を設定する契約を X を代理して締結し、抵当権設定登記をなした。その後、これを知り納得できなかった X は、P に対して、この登記の抹消登記手続を請求した。

X の P に対する請求は認められるか、根拠条文を明らかにして答えなさい。

(小問 3)

Y は、Q から 500 万円の借金をしており、その返済にも苦しんでおり、X 所有の C 不動産を売却して得た代金を借金の返済に充てることを考えた。そこで Y は、友人の R に事情を全て説明し、R との間で、X を代理して C 土地を代金 500 万円で売却する契約を結び、C 土地を R に引き渡すとともに、R から受領した代金 500 万円全額をもって、Q に対する自己の借金を返済した。その後、X がこのことを知り、R に対して、C 土地の返還を請求した。

X の R に対する請求は認められるか、根拠条文を明らかにして答えなさい。

第 2 問

琉球海洋大学に勤務する X は、自己所有の甲土地について、Y を代理人とする M との間で、代金 2000 万円とする売買契約を締結し、M 名義に所有権移転登記手続を完了した。しかし、実は、M は Y に甲土地購入に関する代理権を与えてはいなかった。

この場合に、以下の事情があるとき、各小問に答えなさい。

(小問 1)

当初 M は、X が所有する乙土地を X から買い受ける代理権を Y に授与していた。そして Y は X に対して乙土地の購入を申入れ、M の意向も確認しながら X との交渉を始めていたが、その後 M が資金難となり、今後は代理行為をしないよう Y に申し入れ、Y もこれを了承していた。しかし、その後、M が特に何もせず放置していたところ、Y が X に対し、「乙土地ではなく甲土地を購入したいので X と交渉して欲しい」と M から頼まれた」と虚偽の事実を告げた。

この Y の話を受けて、X は甲土地を売却することを検討し、Y との間で代金等条件交渉を継続し、その結果、X と M との間の甲土地売買契約が結ばれた。

X は、M に対して、代金 2000 万円の支払を請求したい。X がいかなる主観的要件を満たす場合に X の請求は認められるか、根拠条文を明らかにして答えなさい。

(小問 2)

M は、Y に対して一度も代理権を与えたことはなかったが、ある時、X に対して、「Y を代理人として乙土地の買受について相談したいので、今後は、Y との間で交渉を進めてほしい」と申し入れたことがあった。その後、Y は、乙土地購入について X との交渉に入り、さらに、小問(1)と同様の虚偽の事実を X に告げた結果、X と M との間の甲土地売買契約が結ばれた。

X は、M に対して、代金 2000 万円の支払を請求したい。X がいかなる主観的要件を満たす場合に X の請求は認められるか、根拠条文を明らかにして答えなさい。

以 上

【出題趣旨及び採点基準】

第1問 (90点)

(小問1) (30点)

自己契約(108 I)について問う問題である。

自己契約であることの指摘, 根拠条文の適示, 本人の事前許諾の有無の認定, あてはめ(自己契約に当たるため, 事前の許諾がない限り無権代理行為であること, 本問では事前許諾がなく, YはXの請求を拒むことができないこと)を簡潔に論述する必要がある。

(小問2) (30点)

代理人による利益相反行為(108 II)について問う問題である。

108条 I 本文には当たらないが, 代理人と本人との利益相反を検討する必要がある場合であることの指摘, 根拠条文の適示, 利益相反か否かの判断基準, 本人の事前許諾の有無の認定, あてはめ(利益相反行為に当たるため, 事前の許諾がない限り無権代理行為であること, 本問では事前許諾がなく, PはXの請求を拒むことができないこと)を簡潔に論述する必要がある。

(小問3) (30点)

代理権の濫用(107)について問う問題である。

代理人が自己または第三者の利益を図る目的で代理権の範囲内の行為を行ったことの指摘, 根拠条文の適示, 背信行為に対する本人の利益保護と相手方の信頼保護の要請の指摘, 原則として本人に効果が帰属するが, 相手方が代理人の目的を知り, または知ることができたときは, 無権代理行為とみなされる(107)ことの指摘, あてはめ(Rが全て事情を説明されており, 代理人Yの目的を知っていたこと, それゆえ無権代理行為となること, Xは土地の返還を求めうること)を簡潔に論述する必要がある。

第2問 (60点)

(小問1) (30点)

代理権消滅後の権限外行為による表見代理について問う問題である。

代理人(Y)の行為は消滅後の代理権の範囲外のものであることの指摘, 112 I, 110 いずれも適用できないことへの理解, 相手方の外観への信頼保護の要請, 本人(M)の帰責性(代理権消滅後に適切な措置を講ずべきであるのにそれを懈怠した)を前提に, ①代理権の消滅につき相手方が善意無過失(112 I)である, ②実際にされた行為に対応する代理権が自称代理人にあると相手方が信ずべき正当な理由があるときに, 本人はその責任を負う(112 II)ことを簡潔に論述する必要がある。

Xは, 代理権の消滅についての善意無過失, 及び, Yが甲土地購入の代理権を有すると信じたきにつき正当な理由が認められるときは, Mに代金の支払いを請求しうる。

(小問2) (30点)

授与表示のあった代理権外の行為による表見代理について問う問題である。

代理人(Y)の行為は, 代理権授与表示で示された代理権の範囲外のものであることの指摘, 109 Iは適用できないことへの理解, また, YはMから代理権を授与されたことがないため, 110や112も適用できないことへの理解, しかし, 本人(M)の表見代理責任を負

わせるに足る帰責性を前提に、代理人（Y）に甲土地購入の代理権があると X が正当に信じた場合に、本人（M）に表見代理責任を負わせ、M との間に有効な契約の成立が認められるというかたちで保護されるには、①代理権授与表示に示された代理権の不存在につき相手方が善意無過失である、②実際にされた行為に対応する代理権が自称代理人にあると相手方が信ずべき正当な理由があるときに、本人はその帰任を負う（109 II。）ことを簡潔に論述する必要がある。

X は、以上の要件を充たす限りで、M に代金の支払いを請求しうる。

以 上

刑法〔全 450 点中 100 点〕

令和4年1月22日(土曜日)
11時20分～12時20分(60分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

【問題】

Xは資産家Aと長年の付き合いがあった。Xは不況の影響で借金がかさんだことから、Aを殺害した上でその資産を奪うことを計画した。もっとも、Xは1人で犯行することは難しいと考えた。そこで、中学以来の後輩で、自らの舎弟でもあるYと共謀することにした。XはYに対して、「Aの資産は約5000万円あると思う。それを半分ずつ山分けしよう。」と提案し、YもXに対して「分かった。Aを殺して金をとろう。」と答えた。その後、犯行の計画はXが練り、Xは十分な下調べをするとともに、犯行に使う拳銃やA宅の見取り図等も用意した。

犯行当日になり、XはかつてAに世話になったことを思い出した。そこでXはYに対して、「俺はAに恩義がある。そのため、俺はAを殺せない。今回の計画は降りることにする。」と言った。YはXに対して、「分かった。ただ、俺はAには散々煮え湯を飲まされた。たとえ俺一人でもAを殺す。」と言い、Xは立ち去った。

Yは午前8時にA宅に行くと、Xの計画通り、A宅の裏口にはかぎが掛かっていなかった。そこからA宅に入ると、やはりXの下調べの通りまだAは寝ていた。そこで、YはAを射殺した。見取り図を見ながらYが台所に行くと、冷蔵庫の横に金庫があり、そこから現金を奪い取った。

X及びYの罪責を論じなさい。

以上

【出題趣旨】

本問は、強盗殺人罪を通じて、共謀共同正犯及び共犯からの離脱について理解を試す問題である。

まず強盗殺人罪については構成要件を示し、各要件の意義等を明確にしていきたい。また、共謀共同正犯及び共犯からの離脱については、共同正犯を定めた60条の趣旨を明確にしたうえで、そこから各論点について言及できると良い。いずれの点もあてはめを丁寧にすることも求められていることには留意すること。

【論点】

- 1 共謀共同正犯 (30点)
- 2 共犯からの離脱 (40点)
- 3 強盗殺人罪の検討 (20点)
- 4 その他 (10点)

令和4年度琉球大学法科大学院
C日程 法学既修者コース法律試験 問題

3

憲法 [全 450 点中 100 点]

令和4年1月22日(土曜日)
13時15分～14時15分(60分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。必要があるときは、監督者に声をかけてください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

次の【事例】につき、後掲の【資料】を参照しつつ、【設問】に答えなさい。

【事例】

生活保護法に基づく生活扶助には、ひとり親の世帯であることによる増加需要*を補てんするため、ひとり親の世帯に対しては、基準生活費に加えて一定の金額を支給する母子加算の制度がある（父子家庭も受給できる。）。政府は社会保障費を抑制するため、生活保護制度の全体的見直しに着手し、これを受けて、厚生労働大臣は、厚生労働省の社会保障審議会の下に、有識者で構成される「生活保護制度の見直しに関する専門委員会」を設置した（20X1年4月。以下「専門委員会」という。）。

1年間の検討を経て専門委員会は、厚生労働大臣に対して、母子加算の制度は廃止の方向で見直すべきと提言した（20X2年6月）。専門委員会は同時に、現に母子加算の支給を受けている世帯の生活条件が急速に悪化するのを防ぐため、5年程度の期間を設けて母子加算を徐々に減額して廃止する「激変緩和措置」をとるべきことも提言していた。

専門委員会の提言を受けて、厚生労働大臣は 20X3 年度の保護基準の改定において母子加算を廃止した(20X2 年 12 月)。ただし、財政再建を目玉の政策とする政府の下で、社会保障費の削減を強く求められた厚生労働大臣は、激変緩和措置をとることなく、母子加算を一気に廃止した。これに対して、専門委員会の過半数の委員は声明を発表し、激変緩和措置をとることなく母子加算を廃止することに反対した(20X3 年 1 月)。

生活保護受給者の X は母子家庭の母親で、小学生の 1 人の子どもを育てている。X は 20X3 年 3 月までは、基準生活費に加えて母子加算として毎月 2 万円を受給してきたが、20X3 年 4 月、住所地を所管する福祉事務所長から、母子加算相当分 2 万円を減額する保護変更決定処分を受けた(生活保護法 25 条 2 項)。本件処分により生活がさらに苦しくなった X は、その取消しを求める訴えを提起した。

* 生活保護専門分科会が昭和 55 (1980) 年 12 月に公表した「中間とりまとめ」によると、「配偶者が欠けた状態にある者が児童を養育しなければならないことに対応して、通常以上の労作に伴う増加エネルギーの補填、社会的参加に伴う被服費、片親がいないことにより精神的負担をもつ児童の健全な育成を図るための費用などが余分に必要となる」などと説明されている。

【設問】

X は、憲法上どのような主張をなすことができるだろうか。参考とすべき判例や想定される反論を踏まえて論じなさい。

【資料】生活保護法（抜粋）

(目的)

第 1 条 この法律は、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

(基準及び程度の原則)

第 8 条① 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

② 前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない

(職権による保護の開始及び変更)

第25条① 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

② 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とする
と認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保
護者に通知しなければならない。……

(③省略)

(不利益変更の禁止)

第56条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更
されることがない

以上

〔出題趣旨〕

本問は、憲法25条を具体化する行政措置のうち、生活保護基準の設定行為を問題とするものである。朝日訴訟(最大判昭和42年5月24日民集21巻5号1043頁)はその傍論で、生活保護法の保護基準設定について、「現実の生活条件を無視して著しく低い基準を設定する等憲法及び生活保護法の趣旨・目的に反」する場合に司法審査の対象となるとし、かかる行政措置についても広汎な裁量を肯定している。しかし、これについても、問題となる行政活動の性質などに応じて、司法審査のあり方を考えることもできよう。

本問は、母子加算の廃止であり、従前の支給水準を引き下げるという意味で、Xの立場からは「制度後退禁止原則」との関係で裁量統制を考える(主張する)ことができよう。次に、保護基準設定行為の判断の過程に着目する審査手法がありうる(判断過程審査)。裁判所が、法令上抽出される考慮事項が行政判断の過程で適切に考慮されたか等を審査し、行政決定のプロセスをチェックするこの手法は、裁判所の審査密度を向上させるものである。本問では、「激変緩和措置」を講ずるべきとの専門委員会の提言を一顧だにせず、母子加算を廃止したため、この点をXの立場からどう評価するかが問われている。

そのほか、解答に際しては、生存権の法的性格に関する主張、想定される反論を踏まえて論じる必要がある。

〔採点基準〕

- ・生存権の法的性格に関する主張（30点）
- ・判断基準の定立（45点）
 - 「切り下げ」の問題を裁量統制密度に反映させられているか[25点]
 - 反論に言及できているか[20点]
- ・あてはめ（25点）

商法〔全 450 点中 50 点〕

令和4年1月22日(土曜日)
14時30分～15時00分(30分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

【問題】

A 株式会社（以下、A 会社という。）は、定款によりすべての株式に譲渡制限が付された取締役会設置会社である。A 会社は、従業員の福利厚生を目的として従業員持株制度を導入しており、A 会社の従業員は任意で Y 従業員持株会（以下、Y 持株会という。）に加入することができる。Y 持株会の規約によれば、従業員が会社を退職等で Y 持株会を脱退する際には、A 会社株式を取得価額で Y 持株会に譲渡しなければならないという規定がある（以下、本件規定という）。

A 会社の従業員である X は、平成 25 年 4 月に、強制されたわけではなく任意で Y 持株会に加入し、1 株あたり 500 円で A 会社株式を取得した。

X は、自己都合により令和 3 年 12 月に A 会社を退職することになったが、A 会社株式の現在価値は 2000 円を超えるものと考えている。そこで、X は、株式の現在価値ではなく取得価額での売り渡しを強制する本件規定は、株式投資の本質に反して無効であると Y 持株会に対して主張した。なお、X には、A 会社より毎年 1 株当たり 100 円の配当がなされていた。

X の主張が認められるかについて論じなさい。

【出題趣旨】

本問は契約による株式の譲渡制限の有効性について問うものである。株式の譲渡制限については定款によって行うことができるが、様々な理由により定款ではなく契約によって株式の譲渡制限が行われる。そして、契約による株式の譲渡制限は従来から閉鎖会社の従業員持株制度において論じられてきた。本問では、典型的な従業員持株制度における契約による譲渡制限である、①譲渡の相手方が、従業員持株会へと指定される、②退職等という将来における一定の自由の発生により株式の売渡が強制される、③将来の取得価格があらかじめ固定されているという規定がある。そこで、このような規定が無効になるかが問題となるが、契約による株式の譲渡制限の有効性については、契約の相手方によって有効性を判断し株式譲渡自由の原則から考える従来の通説と、契約の相手方で判断するのではなく契約の自由を認めた上で、公序良俗違反があるかについて有効性を判断する説等に別れる。どちらの見解を採用しても問題ないが、いずれにせよ丁寧に論証する必要がある。そして、本問の規約である①～③についても個別に検討しなければならない。とりわけ③について争いがあるところであるが、判決例はほぼ一貫してこのような規定の有効性を認めてきたところである。結論はどちらでも構わないが理由や事実を含めて丁寧な論証が要求される。

【採点基準】

- ・本問における問題の所在の理解 (5)
- ・契約による譲渡制限の有効性についての見解 (15)
- ・Y持株会における規約の有効性 (15)
- ・あてはめ・結論 (10)
- ・その他、分析力、論述力等 (5)

民事訴訟法〔全 450 点中 50 点〕

令和4年1月22日(土曜日)
15時05分～15時35分(30分)

注意事項

試験開始の合図があるまでに、次の注意をよく読んで、間違いのないように受験してください。

- 1 試験開始後、問題文に不具合があれば直ちに申し出てください。
- 2 解答用紙の冒頭欄に印刷されている試験科目名の文字を丸で囲み、また空欄に数字を記入して、その解答用紙が「何法に関する答案の何枚目であるか」を示してください。また、答案に用いたすべての解答用紙の所定欄に、受験番号と氏名を記入してください。
- 3 黒色または青色であれば、筆記用具は問いません。ただし、鉛筆書きの場合は文字が薄くならないように十分注意してください。
- 4 試験開始後は、途中退席できません。用便を希望する際は手をあげてください。
- 5 試験終了後、解答用紙を回収するので、指示があるまで席を立たないでください。
- 6 その他は、すべて監督者の指示に従ってください

【問題】

Aは、B運転のレンタカーに同乗中、同車が海中に転落水没したため溺死した。Aの相続人Xは、Y保険会社を被告として、傷害保険契約に基づく保険金請求訴訟を提起した。ところで、その保険契約時に用いられた保険約款には、「被保険者が急激かつ偶然的な外来の事故により死亡した」ときに保険金を支払う旨が記載してあるところ、Yは、AとBが意図的に海中に飛び込んだと主張して、事故の偶然性を争っている。

本件訴訟の係属中、同様の保険約款によりAを被保険者とする傷害保険契約を締結していたZ保険会社が、補助参加の申出をした。Zは、本件訴訟において事故の偶然性を認める判断がなされると、XがZにも保険金請求訴訟を提起する可能性があり、その際には本件訴訟の判断が参考にされる可能性があるとして主張している。このZの補助参加の申出に対しては、Xが異議を述べた。

裁判所はZの補助参加を許すべきか。

【出題趣旨】

東京高決平成 20・4・30 判時 2005 号 16 頁をモデルとした問題である。

補助参加は、訴訟の結果について利害関係を有する第三者について認められるが（民事訴訟法 42 条）、「訴訟の結果」の意味をめぐっては、従来、訴訟物についての判断に限られると解する説（訴訟物限定説）と、判決理由中の判断も含むと解する説（訴訟物非限定説）との対立がある。

いずれの立場に立つにせよ、解答者は、規範定立の際には「訴訟の結果についての利害関係」の意義を明らかにし、それに応じた事実の抽出と法規の適用をし、結論を示すことが求められる。

【採点基準】

- | | |
|---------------|------|
| 1 補助参加の要件 | 30 点 |
| 2 本件へのあてはめ・結論 | 20 点 |